

## 5. 課税標準額の特例等について

### 課税標準額の特例について

地方税法に規定される一定の要件に該当する資産には、課税標準の特例が適用されます。

新たに申告される場合は、種類別明細書の該当する資産の摘要欄及び申告書の備考欄に適用条項と特例率を記入し、特例を受ける事実を証明する書類の写しを申告書に添付してください。

### ◆わがまち特例の導入について

平成 24 年度税制改正により、地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。このことを受け、わがまち特例の対象となる資産について、多治見市税条例により課税標準の特例割合を定めました。

該当資産がある場合には、特例を受ける事実を証明する書類（特定施設設置届出書、仕様書、取得日を証する書類など）の写しを申告書に添付してください。

### 中小事業者等の設備投資に係る課税標準の特例について

中小事業者等が令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に先端設備等導入計画に従って新たに取得した先端設備等について、一定の要件を満たす場合、課税標準の特例が適用されます。  
※多治見市（商工観光課）から認定を受けていることが条件です。

<特例内容>

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無	R5. 4. 1～R7. 3. 31	3 年	課税標準を 1/2 に軽減
有	R6. 4. 1～R7. 3. 31	4 年	課税標準を 1/3 に軽減
有（1.5%以上の賃上げ）	R7. 4. 1～R9. 3. 31	3 年	課税標準を 1/2 に軽減
有（3%以上の賃上げ）		5 年	課税標準を 1/4 に軽減

#### ①対象者

資本金若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人、従業者数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの

#### ②対象設備

下表の対象資産のうち、以下の要件を満たすもの

- ・商品の生産若しくは販売または役務の提供の用に直接供するもの（中古資産ではないもの）
- ・年平均の投資利益率が 5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

	設備の種類	取得価格	取得時期
ア	機械装置	160 万円以上	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
イ	測定工具及び検査工具	30 万円以上	
ウ	器具・備品	30 万円以上	
エ	建物附属設備 (償却資産として課税されるもの)	60 万円以上	

特例の適用を受ける場合には、多治見市商工観光課から認定を受けた「先端設備等導入計画に係る申請書の写し」、「先端設備等導入計画認定書の写し」、「認定経営革新等支援機関による確認書の写し」、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し」を申告書に添付してください。

リース会社が申告する場合、上記資料に加え、「リース契約書の写し」、「リース事業協会が確認した固定資産税固定資産税軽減計算書の写し」を提出してください。

わがまち特例対象資産一覧

対象資産	根拠法令	特例率	具体例	取得期間	適用期間	
水質汚濁防止法特定施設等の汚水処理施設	法附則第15条第2項第1号、市税条例附則第9条の2第1項	1/2	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など（暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設）	令和6.4.1～ 令和8.3.31	期限無し	
下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号、市税条例附則第9条の2第2項	4/5	沈殿・浮上装置、油水分離装置、など（新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するもの）	令和6.4.1～ 令和8.3.31	期限無し	
地下街の洪水時の浸水防止設備	法附則第15条第28項市税条例附則第9条の2第14項	2/3	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機など	平成29.4.1～ 令和8.3.31	5年間	
特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備（※1）	法附則第15条第25項第1号イ、市税条例附則第9条の2第3項	1/2	1,000kW未満	令和6.4.1～ 令和8.3.31	3年間
		法附則第15条第25項第3号イ、市税条例附則第9条の2第8項	7/12	1,000kW以上		
	風力発電設備	法附則第15条第25項第1号ロ、市税条例附則第9条の2第4項	2/3	20kW以上		
		法附則第15条第25項第3号ロ、市税条例附則第9条の2第9項	3/4	20kW未満		
	水力発電設備	法附則第15条第25項第3号ハ、市税条例附則第9条の2第10項	3/4	5,000kW以上		
		法附則第15条第25項第4号イ、市税条例附則第9条の2第11項	1/2	5,000kW未満		
	地熱発電設備	法附則第15条第25項第1号ハ、市税条例附則第9条の2第5項	2/3	1,000kW未満		
		法附則第15条第25項第4号ロ、市税条例附則第9条の2第12項	1/2	1,000kW以上		
	バイオマス発電設備	法附則第15条第25項第2号、市税条例附則第9条の2第7項	6/7	10,000kW以上20,000kW未満（一般木質・農作物残さ区分に該当するもの）		
		法附則第15条第25項第1号ニ、市税条例附則第9条の2第6項	2/3	10,000kW以上20,000kW未満（一般木質・農作物残さ区分に該当しないもの）		
法附則第15条第25項第4号ハ、市税条例附則第9条の2第13項		1/2	10,000kW未満			
家庭的保育事業（5人以下）	家庭的保育事業	法第349条の3第27項市税条例第70条の2第1項	1/2	少人数の家庭的保育	平成30年度以降の課税から	事業廃止まで
	居宅訪問型保育事業	法第349条の3第28項市税条例第70条の2第2項	1/2	障害・疾患などの個別ケアや施設がなくなった地域での保育		
	事業所内保育事業	法第349条の3第29項市税条例第70条の2第3項	1/2	会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育		

（※1）経済産業省の固定価格買取制度を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備が対象となります。（「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しを添付ください。）